

# 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 i T E L A S と称し、英文では iTELAS Inc. とする。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 各種コンサルティング業務
- (2) 企業等のブランド構築に関する業務
- (3) ビジネスマッチング（事業パートナーの紹介）事業
- (4) 各種オフィスの請負業
- (5) インターネットを利用した各種情報提供サービス業
- (6) 各種アプリケーションソフトの企画、開発、制作、配信、保守、管理、運営、販売及びそれらの受託
- (7) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府和泉市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、代表取締役の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

2 議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において、出席した当該株主の議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第23条 当社に取締役を複数置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を代表取締役社長と定める。

2 当社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を代表取締役とし、社長とする。

3 社長は、当社の業務を執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金等)

第24条 取締役の報酬及び退職慰労金等は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当が、その支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第27条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金10,000円とする。

2 当社の成立後の資本金の額は、金10,000円とする。

(最初の事業年度)

第28条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和8年9月30日までとする。

(設立時役員)

第29条 当社の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時取締役 松永佐代里

設立時取締役 松永康樹

設立時代表取締役 松永康樹

(発起人の氏名ほか)

第30条 発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

住所 大阪府和泉市鶴山台四丁目5番10号

発起人 松永康樹 10株 金10,000円

(法令の準拠)

第31条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社 i T E L A S 設立のため発起人松永康樹の定款作成代理人行政書士 杉野 敦は電  
磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和8年2月22日

大阪府和泉市鶴山台四丁目5番10号

発起人 松永康樹

発起人の定款作成代理人

氏名 行政書士 杉野 敦